

# 販売促進支援補助金

第2次募集!!

あなたの新たな商品・サービス・店舗をPRしませんか？

新たな  
取組例

- ✓ 新たなお店をオープンした！
- ✓ テイクアウトやデリバリーサービスを始めた！
- ✓ チラシやパンフレットをリニューアルしたい！
- ✓ ホームページやECサイトを構築したい！

補助率  
引上げ！

## ■事業概要

霧島市内で事業を営む方を対象に、霧島市商工会や霧島商工会議所の助言等を受けて取り組む、**販売促進のために要する経費（広報費）の一部を補助**します。

- ・ホームページの作成や更新
- ・チラシやダイレクトメールの外注や発送
- ・新聞・雑誌・インターネット広告
- ・テレビ、ラジオ、街角ビジョンなどのCM放送

◆看板作成・設置、求人広告等は対象外です。その他対象事業の詳細は、霧島市HP掲載の募集要項にてご確認ください。

## ■補助額等

- 補助率 **2/3以内**
- 限度額 **10万円**



令和2年4月1日を起点として  
「創業後2年未満の方」

- 補助率 **2/3以内**
- 限度額 **15万円**

●新型コロナウイルスの感染拡大に伴う急激な経営環境の悪化等による影響を乗り越える事業者を強力に支援するため、補助率が1/2から**2/3**にアップしています。

●新型コロナウイルスの影響を特に受けた**酒類を主に提供する飲食店（居酒屋等）**についても申請することができます。

●第1次募集は、**令和2年8月上旬から11月未まで（約4か月）**に事業完了するものが対象となります。

## ■手続きの流れ

### ①応募

- ・応募期間

**令和2年7月6日（月）～令和2年7月31日（金）**  
**（当日消印有効）**

※応募の際には、霧島市商工会又は霧島商工会議所への事前相談が必要です。  
※応募申請書等は、霧島市ホームページからダウンロードしてください。

### ②外部審査

- ・外部審査の結果により採択、不採択の通知を行います。  
(8月上旬予定)

### ③採択通知・④交付決定

- ・事業着手開始は、交付決定通知のあった日以降とし、令和2年11月末日までの事業を補助対象とします。

## ■対象者

- 常時使用する従業員（※3）の数が、10人以下の商工業者  
※3 会社役員や個人事業主本人、パート労働者等を除く従業員  
※ 六次産業化に取り組む農林水産業者は対象とする。ただし、事業内容はその取組みによる商品のPRが含まれること。
- 市内に登記のある事業所を有する法人、または市内に事業所を有し、かつ住所を有する個人事業主
- 霧島市商工会、霧島商工会議所の会員である（となる）こと
- 市税の滞納がないこと
- 国や県等の公的機関から同一事業に対する助成を受けていないこと

◇ただし次に該当する場合は対象外です。

- 応募時点で創業していないもの
- 週5日未満の営業を行うもの
- フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づくもの
- 平成30年度・令和元年度の当該事業採択を受け実施した内容と同目的、同事業であること。ほか

※詳細は霧島市HP掲載の募集要項にてご確認ください。

## 【問い合わせ・応募申請先】

●霧島市 商工観光部 商工振興課 商工観光政策グループ（市役所別館2階）  
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1 TEL 0995-64-0912 FAX 0995-64-0958  
E-mail shou-seisaku@city-kirishima.jp

●霧島商工会議所 中小企業相談所（国分中央三丁目44-36） TEL 0995-45-2552

### ●霧島市商工会

- ・隼人本所（隼人町内山田1-6-65）TEL 0995-42-2128
- ・横川支所（横川町中ノ1008）TEL 0995-72-0113
- ・霧島支所（霧島大窪393）TEL 0995-57-0121
- ・溝辺支所（溝辺町有川327-6）TEL 0995-59-2358
- ・牧園支所（牧園町宿窪田2129-2）TEL 0995-76-0150
- ・福山支所（福山町福山5340）TEL 0995-56-2333